

池田市上下水道サポーター設置要綱

(設置)

第1条 上下水道部（以下「部」という。）は上下水道事業について、お客様の意見を聴き、事業運営に反映させるため、上下水道サポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

(サポーターの資格等)

第2条 サポーターの資格は、本市内の居住者で本市上下水道を使用し、かつ上下水道に関心を持つ年齢18歳以上の者とする。ただし、高校生は除く。

2 サポーターの定数は、25人以内とする。

3 サポーターの任期は、委嘱の日から翌年3月31日までとする。

4 サポーターは、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた場合において、再任することができる。ただし、2回を限度とする。

(委嘱)

第3条 サポーターは、公募のあった者又は推薦された者から地域等を勘案し、管理者が委嘱する。

(職務)

第4条 サポーターは、次の職務を行う。

(1) 漏水及び排水等、上下水道に関する情報及び資料の収集に関すること。

(2) 人間の五感による水道水質の監視報告

(3) 施設見学会及び講演会等に参加し、その感想及び意見を述べること。

(4) サポーター会議に参加し、要望及び意見等を述べること。

(5) 上下水道事業に関するアンケートに対し回答すること。

(6) 上下水道事業に関する広報広聴活動に対し協力すること。

(7) その他、部が必要と認める業務

(謝礼)

第5条 管理者は、サポーターに対し、出務1回につき2,000円相当の謝

礼を支給する。ただし、管理者が必要と認めるときは、別に定める。

(委嘱の取消し)

第6条 管理者は、サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱を取り消すものとする。

(1) 辞退の申し出があったとき。

(2) 本市外に転出したとき。

(3) その他管理者がサポーターとして不相当と認めたとき。

(会議の公開)

第7条 サポーター会議の内容は事務局において公開できるものとする。ただし、サポーターから公開不可等の申し出があったときはその限りでない。

(事務局)

第8条 サポーターに関する事務は、上下水道部経営企画課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。